

第16回軽米町議会定例会

令和 3年 3月 2日 (火)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和3年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和3年度教育行政方針演述
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2号 軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第13 議案第 7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第 8号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 9号 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算
- 日程第17 議案第11号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第14号 令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼 税務会計課総括課長兼 収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第16回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から報告2件、議案15件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、上山誠君、西館徳松君、田村せつ君、茶屋隆君、江刺家静子君の6名であります。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和2年11月分から令和3年1月分までにに関する現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月22日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月16日までの15日間とし、報告2件については本日本会議場において報告、質疑を受け終結することとし、議案第1号から議案第15号までの15件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の令和3年度施政方針演述と教育長の令和3年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、明日3日正午までに通告願います。

次に、管外から郵送により陳情書2件の提出がありましたので、資料としてお手元に配布してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において9番、細谷地多門君、10番、山本幸男君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月16日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月16日までの15日間に決定しました。

◎町長の令和3年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和3年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

発言者は、マスクを外してお願いします。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに令和3年3月定例会開催に当たりまして、令和3年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。当町におきましては、昨年12月8日に1名の方の感染が確認されたところではありますが、その後の感染者は確認されていない状況であります。町民の皆様の徹底した感染症対策のたまものと評価されるもので、町民の皆様にはこの場をお借り申し上げ、感謝を申し上げます。

当町におきましては、定額給付金の支給をはじめ、様々な感染症対策、事業者支援を行ってまいりましたが、今後は感染症対策の決め手となるワクチンの接種体制の確立が喫緊の課題となっております。国内では、医療関係者向けの優先接種が既に開始されているところですが、町でも国の方針の下、65歳以上の高齢者のワクチン接種を開始すべく、健康福祉課健康づくり担当に職員2名を増員し、準備を進めているところであります。準備が整い次第、順次ご案内申し上げますこととしておりますので、いましばらくお待ちいただきますようお願いを申し上げます。

1都2府7県に発令した緊急事態宣言は、一部地域は解除されたものの、首都圏

は3月7日までの見込みとなっております。町民の皆様には、不要不急の帰省や旅行の自粛などとともに、基本的な感染対策を引き続きお願い申し上げます。

さて、令和3年度予算につきましては、2年度目となる「かるまい交流駅（仮称）整備事業」やJA新しいわたのライスセンター建設に係る「強い農業・担い手づくり総合支援事業補助事業」のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業等により、昨年度に比べ7.9%、5億3,100万円増の72億6,600万円の予算額として編成したところであります。

歳入におきましては、町税の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出におきましても、事業目的の達成度や費用対効果の検証による事務事業の見直しをはじめ、地域活性化や福祉の向上、学校教育環境の充実等、優先的事業への重点配分、健全財政の維持に努めつつ予算編成に取り組んだところであります。4億9,000万円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただいたところであります。

新年度の財政運営に当たりましても、将来的負担の軽減と健全財政の維持を図るため、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

かるまい交流駅（仮称）整備事業について申し上げます。かるまい交流駅（仮称）整備事業につきましては、昨年9月定例会におきまして、建設工事に係る契約締結をご承認いただき、令和2年度から3か年計画で建設計画を行い、令和5年4月の開設を目指して進めておりましたが、工事現場から医療廃棄物等が出土し、撤去処分が必要となったことから、工期が5か月ほど延長する見通しとなったところであります。

今後につきましては、出土した医療廃棄物等の適正な処理を進めるとともに、令和2年度予定工事の一部を繰り越しつつ、当初予定していた開設時期を目標に、工事の進捗管理に努めることとしております。

また、令和3年度予算におきましては、かるまい交流駅（仮称）をにぎわい創出の拠点として活用を図るため、関係機関、団体と連携した運営委員会を設置することとし、所要の経費を予算に計上しております。

すこやかベビー祝金等、祝金制度の見直しについて申し上げます。祝金制度の見直しにつきましては、昨年12月定例会において可決された「人口減少・少子化対策に関する決議」においてご提案を受けていたところですが、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化に鑑み、現行の祝金制度における支給対象や支給額を見直したところでございます。本定例会におきまして、関係条例の一部改正案を提案させていただいておりますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

令和3年度を始期とする新たな総合発展計画について申し上げます。現行計画期間の終了を控え、令和元年度から新しい計画の策定を進めてきたところであります。

が、先月26日に開催いたしました第3回軽米町総合開発審議会におきまして、令和3年度から10年間の期間とする軽米町総合発展計画を承認いただいたところであります。策定に当たりましては、総合開発審議会の委員の皆様のほか、若者会議の委員の皆様から、多彩な視点でのご意見をいただいたところであります。残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響から、地域説明会の開催は断念したものの、パブリックコメントにおきまして、多くの町民の皆様から将来の展望に立った貴重なご意見を頂戴することができたところでございます。ご協力をいただきました委員の皆様をはじめ、町民の皆様は、この場をお借りしまして御礼申し上げる次第であります。

新しい計画におきましては、急速に進む人口減少や少子高齢化への対応、脱炭素社会への転換など、町を取り巻く社会情勢を踏まえながら、町の将来像を「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」とし、「豊かな自然と美しい景観の町づくり」のほか、7項目に政策を整理しております。

計画の推進に当たりましては、若者会議をはじめ、事業の成果等を検証する機会を設け、各種事業・計画の実効性を確認してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様には各種施策の着実な展開にご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、令和3年度から令和7年度までの人口減少対策に主軸を置いた「軽米町人口ビジョン・総合戦略」も、総合発展計画と並行し策定しており、今月下旬に完成の予定としております。

以下、新しい総合発展計画の施策項目に沿い、令和3年度の主要施策について申し上げます。

緑豊かで美しい景観の保持と、再生可能エネルギーの活用等、資源循環型の社会の構築を目指す豊かな自然と美しい景観のまちづくりについて申し上げます。

軽米町の豊かな自然環境の保全につきましては、清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加のクリーンアップデー事業を継続実施し、美しい町づくりと環境衛生に対する意識の高揚を図るとともに、花づくりを通じて「花と緑に包まれた町」を創造することを目的とする花いっぱい運動推進事業や「チューリップ植栽事業」等につきましても、これまで以上に参加を呼びかけてまいります。

地球温暖化対策の推進につきましては、町内に整備されるメガソーラー施設や風力発電施設が安全・安心の下に進められるよう事業者と連携し、適切な進行管理を行うとともに、町内の施設において発電された電力が町内でも利用可能となるよう取組を進めてまいります。

また、本町を含む県北9市町村では、「2050二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明したところでありますが、本年の取組として、電気自動車を購入した方や家

庭用太陽光発電設備を整備した場合に一部経費を補助する「ゼロカーボン推進事業費補助金」を創設することとし、令和3年度予算にその経費を計上しているところであります。

ごみ減量化の推進につきましては、本町の独自事業として取り組んでまいりましたアースラブ菌を活用した生ごみ縮減処理事業は、本年度をもちまして終了することとしたところでありますが、今後とも先進事例の情報収集や調査研究に努め、ごみの減量化と資源化を推進し、焼却処分によるCO₂の削減を図ってまいります。

次に、町民が生き生きと活力を持って地域づくり、町づくりが進められる社会の構築を目指す一人一人がいきいき暮らすまちづくりについて申し上げます。

生涯学習の推進につきましては、住民の主体的な学習活動を支援し、心豊かで生きがいのある町づくりを進めてまいります。

少子高齢化が進む中で、地域のつながりや活動が希薄にならないよう、自治公民館等を中心とした地域活動の支援や魅力的で多様な学習機会と情報提供に努めてまいります。

スポーツ活動の活性化につきましては、オリンピック・パラリンピックへの関心が高まっている中、当町といたしましても、関係する事業への取組による機運醸成を図るとともに、町民の生涯スポーツ振興を推進し、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

保健対策の充実と医療体制の維持につきましては、健康ポイント事業により自発的な運動習慣などの定着を図るとともに、糖尿病重症化予防事業、脳卒中予防事業などの取組を進めてまいります。

町の重要な課題となっている自殺対策につきましては、家庭訪問事業や相談体制の強化を図るとともに、ゲートキーパーの養成など、町民が支え合う体制づくりに努めてまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防事業に一体的に取り組み、低栄養、口腔機能の低下などのフレイル予防に取り組んでまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、新年度予算におきましても岩手県国保運営方針に従い、一般会計からの法定外繰入れを行わず、保険税率の改定等を行わないこととして予算を編成しております。医療費の状況が県への納付金算定の基礎となることから、現在の水準を維持するとともに、医療費の適正化に努め、町民への負担が大きくなるよう努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

高齢者の生きがいづくりの推進につきましては、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、老人クラブの活動を支援してまいります。福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、認知症への理解や地域

での助け合い、支え合いの意識を深めるための普及啓発や地域の通いの居場所等の開催を支援するとともに、多様化・複雑化する相談に総合的に対応できるよう、地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

障がい者福祉につきましても、策定中の「軽米町障害者福祉計画」に沿って、住民が人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。

働きながら安心して子育てができ、時代の潮流に的確に対応した教育など、子育て環境日本一を目指すまちづくりについて申し上げます。

子育て支援環境の充実につきましては、子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、母子の個別プランの作成や子育てに関する研修会などを実施するとともに、高校までを対象とする医療費助成やインフルエンザ予防接種への助成、妊産婦健診に係る交通費助成を引き続き実施いたします。また、広報やホームページでの情報発信に加え、SNSを活用したタイムリーな情報発信に努めてまいります。

子育て家庭への支援や育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」の運営や「軽米児童クラブ」での小軽米・晴山小学校児童の送迎事業につきましても、継続して取り組むこととしております。

また、当町におきましては、保育園での2人目以降の保育料無償化など、先駆的に子育て支援に取り組んでまいりましたが、来年度以降副食費を無料化するとともに、未満児の保育料も副食費相当分を減額することとしたところであります。本年4月から軽米幼稚園と軽米保育園を統合し、保育所型認定こども園の「花のまち軽米こども園」として運営してまいります。また、特色ある保育を継続するとともに、幼稚園で行われていた教育活動を引き継ぎ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。

教育の充実につきましては、引き続き学力向上支援員と特別支援員を全ての学校に配置し、子供たちの個性に応じたきめ細やかな指導の充実に努めるとともに、他市町村に先駆けて進めてきたICT環境の整備につきましても、GIGAスクール構想の下、1人1台のタブレットや電子黒板の整備など、充実した教育環境の構築を進めてまいります。

学校給食につきましては、新年度から中学生までの児童生徒分を完全無料化するとともに、食材の地産地消と郷土食のメニュー化を図りながら、食育を推進してまいります。

また、県立軽米高等学校への支援につきましても、教育環境の整備やキャリア教育推進事業への支援、通学補助の拡充等を行い、引き続き魅力ある学校づくりへの支援を行ってまいります。

かるまいブランドや六次産業化の推進、農林畜産業、商工業の振興を目指す資源

を生かした地域産業のまちづくりについて申し上げます。

かるまいブランドの推進につきましては、町の特徴ある資源を活用した六次産業化をさらに推し進めるとともに、さらなる情報発信に努め、ブランド力の向上と確立を目指してまいります。

農業振興につきましては、水田を有効に活用した飼料用米等の転作作物の生産拡大をはじめ、園芸作物や雑穀生産、工芸作物の安定生産や品質向上を引き続き支援するとともに、地域農業マスタープランの実質化などによる農用地の保全、親元就農給付金事業等による担い手の確保・育成に努めることとしております。

また、新年度におきましては、新岩手農業協同組合が事業主体となるライスセンター整備事業が当町内に計画されており、事業支援に係る経費を当初予算として計上しております。

県下でも屈指の生産地帯であるブロイラーと養豚事業につきましては、新価格保証制度への助成を継続するとともに、和牛につきましても引き続き産地づくりに必要な支援を行うこととしております。

林業振興につきましては、木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き森林整備や広葉樹里山森林資源活用事業等を実施してまいります。

また、大規模養鶏団地と大規模園芸施設の誘致につきまして、関係機関との協議等を進めているところであります。

商工業の振興につきましては、商工会や商店街活動の維持と経営基盤の強化に努めるとともに、商工会青年部や女性部などの関係団体と一体となって、商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

また、商工会や軽米ショッピングカード会と連携した「プレミアム付き町内共通商品券」発行、「かるまいお買い物ラリー」を継続し、町内商店等の利用促進と中心商店街の魅力向上に努めてまいります。

多様な交流によりにぎわいのある町を目指す多様な交流が生まれる魅力あるまちづくりについて申し上げます。

観光産業の推進につきましては、「森と水とチューリップフェスティバル」をはじめとする当町の主要な観光イベントに創意・工夫を加えながら、交流人口の拡大に努めてまいります。特にも軽米秋まつりにおいては、山車団の提案により、前夜祭として初となる山車の競演が計画されているところであります。

また、広域連携による観光PRやSNSの活用など、情報発信の強化に努め、町のイメージアップと交流人口の拡大、経済活動の活性化に取り組んでまいります。

移住・定住・交流事業の推進につきましては、地域おこし協力隊の募集継続や首都圏での移住イベントにより町のPRに努めるとともに、空き家等活用推進事業費

補助金や移住体験補助金の創設などにより、移住環境の整備の充実を図ることとしております。

また、地域活性化起業人活用推進事業やふるさと納税専用サイトの拡充により、交流人口と関係人口の拡大に努めてまいります。

伝統文化の継承につきましては、郷土芸能保存会への支援を継続するとともに、県指定文化財となった「長倉Ⅰ遺跡」出土資料の企画展の開催等により、歴史文化の継承に努めてまいります。

生活インフラの整備や防災、交通安全対策の充実や多様なコミュニティー活動により、生活環境の向上を目指す共に支え合う安心・安全なまちづくりについて申し上げます。

安全な暮らしのための環境づくりにつきましては、高齢者と子供の交通事故防止を重点目標とし、交通安全教室の開催や街頭啓発活動などを通じて、交通安全思想の普及と正しい交通マナーの啓発に努めてまいります。

町道の整備事業につきましては、参勤街道線等4路線の改良工事を進めるほか、舗装・側溝・橋梁の適正な維持管理に努めてまいります。

防災対策につきましては、自主防災組織の結成、活動支援や防災士の資格取得支援を継続するほか、町消防団第2分団2部の小型ポンプ積載車を更新することとしております。

快適な生活環境の整備につきましては、公共下水道の整備事業が本年度をもって終了したことから、今後は下水道の普及促進と施設の維持管理に努め、自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業につきましても、施設の適切な維持管理とともに、老朽化した管路の計画的な更新に努めてまいります。

なお、未給水区域の飲用水の確保対策として新たな助成制度を創設することとしております。住環境の整備につきましては、令和3年度において戸建て6棟の町営住宅の建設を予定しております。

また、一般住宅の耐震診断や耐震改修工事への助成事業も継続するほか、住宅リフォーム奨励事業につきましては、交付限度額等の見直しをすることとしております。

協働による町づくりの推進につきましては、地域の主体的な活動を支援する地域活動支援事業費補助金等により活動を支援するほか、総合発展計画の策定にご協力をいただきました若者会議を来年度以降も設置することとし、町づくりに若い世代や働き盛り世代が積極的に参画できるような環境の構築に努めてまいります。

社会変化に対応した行財政運営について申し上げます。

社会変化に対応した行財政運営につきましては、健全な財政運営に努めるととも

に、ICT環境の変化に対応した広報・情報発信媒体の有効活用に努め、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上をもちまして、令和3年度の施政方針とさせていただきます。

本定例議会には、条例の一部改正に関する議案5件、一般会計ほか補正予算に関する案件4件、令和3年度一般会計ほか当初予算案件6件の合わせて15件の議案と専決処分報告を提出させていただきました。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで施政方針演述が終わりました。

◎教育長の令和3年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和3年度教育行政方針演述を行います。
教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、令和3年度の教育行政の主な施策について、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など、多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてまいりましたことに深く感謝申し上げます。

令和2年度におきましては、どの学校においてもコロナ禍にあって、学校運営にも何かと制限される中、十分な安全対策と創意・工夫により、落ち着いた中で勉学に励んでおります。このような中でも、晴山小学校の新聞教育活動は、日本新聞協会での優良賞を受賞し、軽米中学校では歯科保健活動が岩手県最優秀校として表彰を受けるなど、学校活動において大きな成果を上げております。

また、軽米バレーボール少年団の県大会優勝をはじめ、児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動においても地道な練習が実を結び、各大会において優秀な成績を収めております。

生涯学習・社会教育事業については、コロナ禍において、事業規模を縮小したり、延期または中止を余儀なくされるものもありましたが、協働参画の観点に立ち、多くの皆様のご意見に寄り添いながら、町民講座や寿大学、図書館事業、スポーツ事業等を実施してまいりました。

令和3年度におきましては、中学校での新学習指導要領への的確な対応と学力向上、町内小中学校のGIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレットの導入によるICT活用授業の推進、（仮称）かるまい交流駅の運営に向けた準備とオリン

ピック・パラリンピックの関連事業などを中心に進めてまいります。

また、軽米の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習のまちづくりをさらに発展させるため、国・県の動向を十分に踏まえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、教育行政のなお一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

学校教育の充実について申し上げます。

初めに、確かな学力を育む教育の推進について申し上げます。新学習指導要領は、令和2年度から小学校で本格実施されましたが、令和3年度からは中学校が本格実施されます。学力向上につきましては、新要領に的確に対応しながら、「わかる授業」の実現に向けて、教員の授業力向上を図るため学校訪問指導や研修等の一層の充実を図ってまいります。

また、「確かな学力」の定着のため、全ての学校に学力向上支援員を継続配置するとともに、夏休み・冬休み期間に実施している外部講師を招聘しての学習会の開催や、英語・漢字・数学の検定受検料の助成を行うなど、個々の児童生徒の学力の定着とさらなる向上に向けて幅広い取組を進めてまいります。

また、小学校高学年の新聞を活用した新聞教育については、読み取る力や考える力、表現する力の向上が見られ、子供の学びへの成果も現れており、継続して実施してまいります。

キャリア教育の推進につきましては、地域の多岐にわたる産業や職業に触れ、自らが働くことの喜びや大切さを学び、将来の職業や自分の住む地域について深く考える機会とし、町内事業所のご指導とご協力をいただきながら、職場体験学習に取り組んでまいります。

グローバル人材の育成につきましては、小学校、中学校にそれぞれ英語指導助手を配置し、英語発表会やイングリッシュデイなどの取組により、外国語教育の一層の充実を図ります。また、海外派遣事業等により、国際理解教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成に努めてまいります。

情報教育の推進につきましては、GIGAスクール構想により整備したICT機器を効果的に活用した新たな授業づくりのため、研修の一層の充実を図り児童生徒の学習意欲や習熟度を高めてまいります。また、情報メディアと適切に関わる習慣形成のため、学校・家庭と連携し情報社会に生きる力を育ててまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、「道徳」教育の充実を図るために、道徳の授業を中核とし、全教育活動の中で、自他の生命を尊重しよりよく生きようとする力を育成する教育を展開してまいります。

生徒指導の充実につきましては、学校教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び福祉など関係機関と連携し、児童生徒に寄り添っ

た教育相談体制を確立してまいります。

いじめの防止につきましては、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施などにより、いじめの早期発見と迅速な対応に努め、組織的な対応強化を図ってまいります。

環境教育の推進につきましては、身近な自然の観察やリサイクルなどの体験活動、自然エネルギーの活用についての学習などを通じて意識の醸成を図ってまいります。

健やかな体を育む教育の推進につきましては、学校保健の充実とともに、規則正しい生活習慣を基本とし、スポーツに親しむ習慣づくりを進め、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ってまいります。

学校給食につきましては、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた食育指導を推進してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、就学支援委員会や関係機関との連携により、実態把握と支援体制を確立し、また各学校への特別支援員の配置により適切な教育支援を行ってまいります。

地域に開かれた学校づくりの推進につきましては、学校が地域住民の皆様と力を合わせ、学校運営に取り組む仕組みとして、令和3年度から軽米小学校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールがスタートいたします。

また、各学校のホームページや通信等により情報を積極的に発信し、これまで以上に地域の皆様とともに、子供たちの学びを支援してまいります。

教育環境の充実につきましては、各学校の要望に沿った備品整備や施設の維持管理に努めてまいります。

中高一貫教育につきましては、小中6年間を見通した地域学習（かるまい学）の取組や交流授業、各種の特色ある交流活動から、学力向上や健全育成につなげ、地域との連携とともに、より一層の充実に努めてまいります。

県立高等学校の再編計画後期計画最終案が公表されたところでありますが、県立軽米高等学校の存続のため、質の高い学習活動への支援や通学支援の拡充を行い、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の充実につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、実践的な教員研修の実施により、「わかる授業づくり」と使命感を有する人材育成を進めてまいります。このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組んでまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本町の生涯学習に関する施策を推進するため、生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。町全体の生涯学習活動を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、学習機会の情報提供に努めるとともに、自治公民館活動等地域で

の生涯学習活動を支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進につきましては、学校・家庭・地域社会が一体となり、子供たちを育む教育環境を実現するため、次の各事業を展開してまいります。

1つは、家庭教育の充実のため、子供の発達段階に応じた家庭教育学級の開催と学習情報の提供に努めてまいります。

次に、放課後の子供の居場所づくりとして、地域の皆様との連携により、全ての小学校に放課後子ども教室を設置し、安心安全な居場所を提供してまいります。

3点目は、小中学校及び高等学校の学校図書館の運営について、読書ボランティアの協力を得て支援し、学校図書館の活用促進と充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、音更町相互訪問研修会や子ども会リーダー研修会など体験的な活動を通して、地域を見つめる機会や仲間づくりにより、将来を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

また、情報メディアとの関わりや基本的な生活習慣の向上につきましては、地域全体で子供を育む教育振興運動の取組を通して、学力向上と心身ともに健康な青少年の育成に努めてまいります。

生涯にわたる学習活動の支援につきましては、町民の皆様の多様な学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。また、高齢者が生きがいを持って健康で豊かな生活を送るための学習の場である「第49期寿大学」や、地域で集う「共食事業」などを開催し、様々な学習や活動の場づくりに努めてまいります。

社会教育環境の整備充実について申し上げます。

中央公民館につきましては、学習活動の拠点として、町民講座の開催や各種の学習活動が行われているほか、町文化協会をはじめ様々な団体が活用しており、今後も利用しやすい施設運営を行ってまいります。

町立図書館につきましては、蔵書と図書館機能の充実を図り、利用者サービスの向上に努めるとともに、図書館支援協力会を中心にボランティアの皆様のご協力をいただきながら、読書のつどいなど各種事業を展開し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むことが大切と考え、町民のスポーツの習慣化を図るためスポーツ施設の利用促進や健康づくり事業との連携を図りながら事業推進してまいります。

町内の保育園・子ども会・中高生にも参加していただく町民体育祭や、町民総参加を目指して行うチャレンジデーの開催などを通じて、スポーツによる地域のコミ

ユニティーづくりにも努めてまいります。

競技スポーツにつきましては、各種団体が主催するスポーツ活動を支援し、競技力の向上と底辺拡大を図ってまいります。

また、オリンピック・パラリンピックが開催されることから、各種イベントによる機運醸成を図るとともに、パラリンピック競技の体験から障がい者スポーツへの理解も深めてまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興につきましては、町民の芸術文化活動の成果を発表する機会として、町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルなどを各団体と共同開催し、芸術文化の振興を図ってまいります。

郷土芸能については、貴重な文化遺産と位置づけ、その活動や後継者の確保など継続した支援により保存に努めます。

県より譲渡された埋蔵文化財など貴重な文化遺産については、適切に記録・保存を行うとともに、広く町民に公開する機会をつくってまいります。

以上、令和3年度の教育行政の基本的な方向について概略を申し述べさせていただきました。

軽米町教育委員会といたしましては、町民各位の深いご理解とご協力をいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで教育行政方針演述が終わりました。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明

○議長（松浦満雄君） 日程第5、報告第1号 専決処分事項の報告についてと日程第6、報告第2号 専決処分事項の報告についての2件を一括して議題といたします。
提出の説明を求めます。

町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 報告第1号についてご報告申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、機械賃貸借契約の中途解約に係る損害賠償の額の決定及び和解について。

和解の相手方は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第14地割17番地1、株式会社みちのくクボタ軽米店店長、襲主石雄様であります。

損害賠償の金額は38万8,584円であります。

和解の内容とその原因でございますが、本町の独自事業として取り組んでまいりました生ごみ処理事業を終了することに伴い、令和3年3月31日限りで機械賃貸借契約を中途解約することにより、相手方に残余契約期間の賃貸料相当額の損害が生じるため、その損害賠償をし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととするものでございます。

続きまして、報告第2号についてご報告申し上げます。

報告第2号は、報告第1号と同様専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、機械賃貸借契約の中途解約に係る損害賠償の額の決定及び和解について。

和解の相手方は、長野県長野市稲里町中氷鉋字上荒沢435番地、協全商事株式会社代表取締役、塚田裕一様であります。

損害賠償の金額は47万4,444円であります。

和解の内容とその原因でございますが、令和3年3月31日限りで機械賃貸借契約を中途解約することにより、相手方に残余契約期間の賃貸料相当額の損害が生じるため、その損害賠償をし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないこととするものでございます。

以上、報告第1号及び報告第2号のご報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は承認を求める事案ではありませんので、以上で報告第1号及び報告第2号専決処分事項の報告についてを終了いたします。

◎議案第1号から議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第7、議案第1号 職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例から日程第21、議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算の合わせて15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第9号）及び議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算の合わせて3件について、総務課総括課長、吉岡靖君。

[総務課総括課長 吉岡 靖君登壇]

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号、第6号及び第10号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。国においては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、著しい特殊性を有する業務が発生していることを受け、人事院規則の改正により、新型コロナウイルス感染症に対応する作業に従事した場合に、特例的に防疫等作業手当を支給することとしたことから、当町におきましても同様の対応が必要となった場合に、防疫作業手当を支給できるよう職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第6号についてご説明申し上げます。議案第6号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第9号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,522万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億8,826万5,000円とするものであります。

また、繰越明許費として、4ページに掲載してございます。第2表に庁舎トイレ改修事業4,336万2,000円ほか合わせて18事業、10億2,946万9,000円を本補正予算に計上しております。

地方債の補正につきましては、5ページから7ページを御覧願います。減収補填債の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、対象となる税目が追加されたことから、本年度の地方交付税算定に係る基準財政収入額と比較し減収となる市町村たばこ税と地方揮発油譲与税分に減収補填債を充てようとするものであります。また、変更につきましては、辺地事業債と過疎対策事業債について、配分額の追加が可能となったことからそれぞれ増額し、公営住宅建設事業債につきましては、事業費の確定により減額。かるまい交流駅（仮称）整備事業に係る一般事業債は、過疎対策事業債の追加配分を受け廃止とし、中学校大規模改修事業に係る学校教育施設等整備事業債につきましては、事業の中止により廃止するものであります。

次に、議案第10号についてご説明申し上げます。議案第10号は、令和3年度一般会計予算であります。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,600万円と定めるとともに、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書に掲載のとおり定めようとするものでございます。

議案第1号と第6号及び第10号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第2号 軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正する条

例、議案第 3 号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例、議案第 7 号 令和 2 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 1 1 号 令和 3 年度軽米町国民健康保険特別会計予算及び議案第 1 4 号 令和 3 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の合わせて 5 件について、町民生活課総括課長、松山 篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 7 号及び議案第 1 1 号、議案第 1 4 号について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 2 号は、軽米町すこやかベビー祝金の受給資格の見直し及び祝金の額を改定するため、軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、第 1 条、「すこやかベビー祝金」を「すこやかベビー祝金（以下「祝金」という。）」に改め、以下におきましては単に祝金と表記することとし、第 2 条第 1 項第 1 号、「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく軽米町住民基本台帳に 1 年以上登録されている者」の次に「。ただし、住民登録後 1 年に満たない者が出産したときには、1 年以上居住の意思を有する者」を加え、第 2 号、「第二子以上を出産した者」を「出産した子を養育する者」に改め、第 3 条第 1 項は、その後段に規定しております「ただし、祝金を支給する場合において、当該祝金の全部又は一部を商品券に替えて支給することができるものとする。」を削り、これを第 2 項として整理するとともに、「祝金の額は」の次に「出産した子の出生順位により、」を加え、「次のとおりとする」を「次のとおりとし、出生順位の定義は、規則で定める」を加えるものであります。

また、同条第 1 項第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号として、新たに第 1 号を加え第 1 号とし、「第一子を出産した者 3 0, 0 0 0 円」と規定し、第 2 号、「第二子を出産した者 5 0, 0 0 0 円」に、第 3 号、「第三子を出産した者 1 0 0, 0 0 0 円」に、第 4 号、「第四子以上を出産した者 2 0 0, 0 0 0 円」に改めるものでございます。

続きまして、議案第 3 号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案第 3 号は、軽米町さわやかカップル祝金の受給資格の見直し及び祝金の額を改定するため、軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容ですが、最初に「カップル」の片仮名の表記について、従来小さな「ッ」などの用語の表記につきましては、原則として大書きにすることが慣行となっており、当町もカップルの「ッ」を大文字で表記していたところでございます。現在仮名遣いにおいて、なるべく小書きにするものとされましたので、この条例におきま

して表記を「カップル」に改めることとしております。

次に、第1条において、「さわやかカップル祝金」を「さわやかカップル祝金（以下「祝金」という。）」に改め、以下におきまして祝金と表記することとし、受給資格を規定する第2条におきまして、「婚姻した場合とする。ただし、婚姻後において本町に居住する意思のない者は除く。」を「婚姻し、次の各号に該当する者とする。」に改め、第1号、「婚姻後に夫婦ともに本町に1年以上居住する意思を有すること」及び第2号、「婚姻届を提出した時点において夫婦いずれも満45歳以下であること。」の2号を加えるものであります。

第3条においては、祝金の額を1組「50,000円」を「100,000円」に改め、第4条、「さわやかカップル祝金」を「祝金」に改め、第5条を第6条とし、第5条として「再婚した者が、再び同一人と結婚した場合は、祝金は支給しない。」を新たに規定するものであります。

次に、議案第7号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,966万9,000円とするものでございます。

概要につきましては、お手元に配布の1枚物の資料、補正予算の概要についてにより説明いたしますので、御覧ください。

それでは、歳入について説明いたします。8款の繰入金につきましては、一般会計からの法定繰入れ分の保険基盤安定負担金と財政安定化支援事業費繰入金額が確定したことに伴いまして、255万7,000円を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款の総務費につきましては、会議の中止が重なったことなどによりまして、不用となる旅費について10万円減額し、2款の保険給付金につきましては、これまでの給付実績を基に推計し、今年度末までの見込額を計上したもので、一般被保険者分の療養給付費を500万9,000円、高額療養費400万円を減額計上し、9款の諸支出金につきましては、令和元年度国民健康保険給付費等交付金の精算による償還金を655万2,000円計上するものでございます。

次に、議案第11号についてご説明申し上げます。議案第11号は、令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,400万円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

次に、議案第14号についてご説明申し上げます。議案第14号は、令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億150万円と定め、一時借入金につきましては

議案書記載のとおりでございます。

以上、議案第2号、議案第3号、議案第7号、議案第11号及び議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例、議案第9号 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算の合わせて3件について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第4号、議案第9号及び議案第13号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号は、軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、祝金等の見直しにより、長寿祝金の額を90歳の方は5万円から3万円に、100歳の方は30万円から20万円にそれぞれ引き下げようとするものでございます。

次に、議案第9号について提案理由をご説明申し上げます。議案第9号は、令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ568万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,745万6,000円としようとするものです。

次に、議案第13号について提案理由をご説明申し上げます。議案第13号は、令和3年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,700万7,000円と定め、一時借入金の借入れの最高額につきまして3,000万円と定めようとするものです。

議案第4号、議案第9号及び議案第13号について、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第8号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第12号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計予算及び議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算の合わせて4件について、地域整備課総括課長併任水道事業所長、戸田沢光彦君。

〔地域整備課総括課長併任水道事業所長

戸田沢光彦君登壇〕

- 地域整備課総括課長併任水道事業所長（戸田沢光彦君） 最初に、議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第5号は、軽米町道路占用料徴収条例の一部

を改正する条例の議決をお願いするものでございます。提案理由は、道路占用料の改定をしようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の別表（第2条関係）のとおり、占用料を改めようとするものです。

次に、5ページの備考欄の9についてですが、令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に改定となったことから、占用期間が1か月未満の占用料について、占用料の欄に定める金額から占用期間に応じた金額を算出し、その金額に1.1を乗じて得た額とするよう改定しようとするものでございます。

次に、議案第8号 令和2年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,082万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,017万8,000円に改めるものでございます。

第2表、債務負担行為補正は、地方公営企業法適用事業の期間を令和2年度から令和3年度としていたものを令和2年度から令和5年度までとするものです。

第3表、地方債補正は、補正前限度額を1,100万円としていたものを350万円とするものです。地方公営企業法適用事業の期間を令和2年度から令和3年度の2年間としていたものを令和2年度から令和5年度までの4年間とすることにより、令和2年度起債限度額を減額するものでございます。

次に、議案第12号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。令和3年度の歳入歳出総額は1億1,722万5,000円としております。令和3年度の主な事業は、公営企業法適用への移行業務を計画しております。

債務負担行為につきましては第2表、地方債につきましては第3表に記載のとおりでございます。一時借入金の限度額につきましては、地方自治法の規定により定めるものでございます。

次に、議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。予算書1ページを御覧ください。第2条の業務の予定量は、給水戸数2,388戸、年間総給水量58万1,445立米、1日平均給水量1,593立米、主な建設改良事業は老朽管更新事業でございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が3億4,932万円、支出が3億4,618万8,000円とし、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入1億23万1,000円、支出3億1,088万9,000円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入の額が資本的支出額に対して不足する額2億1,065万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

以上、議案第5号、第8号、第12号、第15号の4議案について、ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案15件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案15件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案15件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月5日、午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時16分）